

令和4年8月31日

小学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

児童が新型コロナウイルスに感染した場合の学級閉鎖等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

現在、児童に新型コロナウイルスの感染が確認された場合、直近3日間の陽性者が学級において3人以上確認された場合に学級閉鎖としていますが、学びの保障や児童の「居場所」の確保の観点から、小田原保健福祉事務所及び小田原市学校保健会と調整し、次のとおり見直すこととしましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、地域の感染状況を踏まえ、校内での感染拡大を防止するために、お子様と同居のご家族に日常生活に支障がある程度の発熱等の風邪症状がみられる場合には、お子様の登校を控えていただきますようお願いします。

1 学級閉鎖について

直近3日間の陽性者が学級において5人以上確認された場合は、週休日等を含めて5日間の学級閉鎖を行います。（発症日（無症状なら検体採取日）から2日間遡っても登校していない児童は除く。）また、学級閉鎖の実施は、上記対応を基本としますが、1学級あたりの児童生徒の人数や学校での感染状況等を踏まえて、教育委員会と学校で調整して学級閉鎖等の有無を決定します。

・児童が学校にいる間に学級閉鎖を決めたときの対応について

児童を安全に下校させることが可能な場合は、該当クラスの児童を速やかに下校させます。安全に下校させることが困難な場合は、授業を行い通常の時間に下校となりますが、感染対策を徹底し、感染リスクの高い活動を行いません。

2 学年閉鎖及び学校全体の臨時休業（学校閉鎖）について

同学年で2学級以上の学級を閉鎖することになった場合は、学級閉鎖の最終日まで学年閉鎖となります。また、2学年以上の学年を閉鎖することになった場合は、学年閉鎖の最終日まで学校全体が臨時休業となります。

3 放課後児童クラブについて

- （1）学級閉鎖の対象となったクラスの児童は、学級閉鎖を決めた日から、終了日までの期間は利用できません。
- （2）直近3日間の陽性者が5人以上確認された場合は、同じクラブ室で過ごしていた児童は学校へ登校をしないようお願いします。（対象者の方には個別に連絡します。）

{	事務担当	
	学級閉鎖について	学校安全課 33-1691
	放課後児童クラブについて	教育総務課 33-1731